

市民税・県民税に係る特別徴収税額決定通知書等の印字誤りについて

令和3年5月11日付けで特別徴収義務者（従業員が納付すべき市民税・県民税を給与から天引きし、市へ納入する義務のある事業所）へ送付した令和3年度市民税・県民税に係る特別徴収税額決定通知書等について、印字誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）及び納入書に印字された所在地・名称、住所・氏名の一部において、本来印字すべき文字とは別の文字が印字されていることが判明したものの（税額については誤りなし）。

2 判明の経緯

令和3年5月12日以降、通知書等を受け取った事業所から、従業員の氏名等に誤りがある旨の電話連絡が入ったことによる。

3 原因

通知書等作成の委託業者が、仕様書で指定したフォントと異なるフォントを用いて印字を行ったことによる。

4 印字誤りの件数

- (1) 事業所の所在地・名称誤り数 576事業所
- (2) 納税義務者の住所・氏名誤り数 5,880人

【参考】通知書等の送付件数（全体）：60,428事業所（393,925人分）

5 印字誤りによる納税義務者への影響

所得や税額の証明書として当該通知書を使用する際に支障が生ずる。

6 今後の対応

印字誤り分について、正しい文字に修正のうえ、対象事業所（3,887事業所）へ再送付する。（5月24日以降、送付予定）

7 再発防止の取組み

委託事業者に対し、仕様書で指定したフォントを必ず使用するよう周知徹底を図るとともに、発送前の氏名等の印字誤りの確認をこれまで以上に重点的に行う。